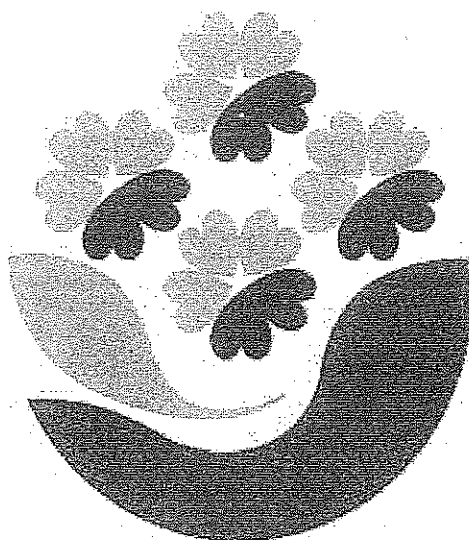


令和8年度

第1回四街道市特別支援連携協議会



四街道市教育委員会

令和8年度

令和8年度 第1回 四街道市特別支援連携協議会 開催要項

令和8年7月7日（火）14:00～
四街道市青少年育成センター2階

委嘱状交付

1 開会

2 教育長挨拶

3 座長・副座長選出

座 長	
副座長	

※座長・副座長挨拶

4 議題

議題1 各関係機関・団体等における現状と課題について

議題2 四街道市の特別支援教育の現状と今年度の取組の重点について

（1） 令和8年度の現状と令和7年度の巡回相談等の状況について

- ① 令和8年度の現状
- ② 令和7年度の巡回相談等の実施状況

（2） 令和8年度の特別支援教育に係る取組について

- ① 市教育委員会の取組
- ② 今年度の重点事項
- ③ 支援体制

（3） その他

5 諸連絡

・第2回四街道市特別支援連携協議会

令和9年1月27日（水） 14:00～

四街道市役所2号棟101

6 閉会

令和8年度 特別支援連携協議会委員

任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日

氏 名	選出区分	備 考
角田 哲哉	学識経験者	放送大学 教授
眞山 義民	医療関係	四街道すすくすくこどもクリニック
坂本 里奈	保健関係	健康増進課長
安永 純子	福祉関係	障がい者支援課長
久保木 直樹	福祉関係	子育て支援課長
下山 仁志	保育関係	保育課長
早野 良子	保育関係	四街道市立中央保育所長
岩井 玲子	療育関係	児童デイサービスセンターくれよん所長
飯田 邦彦	教育関係	さくらがおか幼稚園理事長
安部 健	教育関係	四街道市立吉岡小学校長
浅沼 千鶴	教育関係	千葉県立千葉盲学校長
齊藤 隆作	教育関係	千葉県立四街道北高等学校長
太田 克明	労働関係	公共職業安定所ハローワーク千葉 所長
川野 優	関係機関	いんば中核地域生活支援センター「すけっ と」所長
上田 朋弘	関係機関	千葉県教育庁北総教育事務所 指導室指導主事
五十嵐 雅子	市民	発達支援サークルすてっぷ代表
小島 貴子	市民	クレパスの会代表

四街道市特別支援連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 発達障害の幼児児童生徒を含め、障がいのある幼児児童生徒に対する支援体制の整備に向け、関係機関の情報交換、意見交換を行い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図るため、四街道市特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）をおく。

(組織)

第2条 連携協議会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係（医師）
- (3) 保健関係（健康増進課）
- (4) 福祉関係（障がい者支援課）
- (5) 福祉関係（子育て支援課）
- (6) 保育関係（保育課）
- (7) 保育関係（市立保育所）
- (8) 療育関係（市児童デイサービスセンター）
- (9) 教育関係（私立幼稚園・認定こども園）
- (10) 教育関係（小・中学校長会）
- (11) 教育関係（特別支援学校）
- (12) 教育関係（高等学校）
- (13) 就労関係（公共職業安定所）
- (14) 関係機関（いんば中核地域生活支援センター）
- (15) 関係機関（教育庁北総教育事務所指導室）
- (16) その他教育委員会が必要と認める者

3 連携協議会は必要な部会を置くことができる。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(開催)

第3条 連携協議会は、必要に応じて教育長が召集する。

(運営・会議)

第4条 連携協議会に、座長、副座長を置く。

2 座長、副座長は委員が互選する。

- 3 座長は連携協議会の会務を総理し、副座長は座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議事項)

第5条 会議は四街道市に居住する発達障害の幼児児童生徒含め、障がいのある幼児児童生徒への支援体制の整備を促進するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- 1 四街道市における支援体制について
- 2 四街道市の実情に応じた個別の教育支援計画の様式について
- 3 保育所（園）、幼稚園、小・中学校及び高等学校における特別支援教育体制の在り方について
- 4 望ましい理解や対応の啓発について
- 5 特別支援学校が担う役割について
- 6 その他座長が必要と認める事項について

(庶務)

第6条 連携協議会の庶務は、指導課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に関して必要な事項については、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

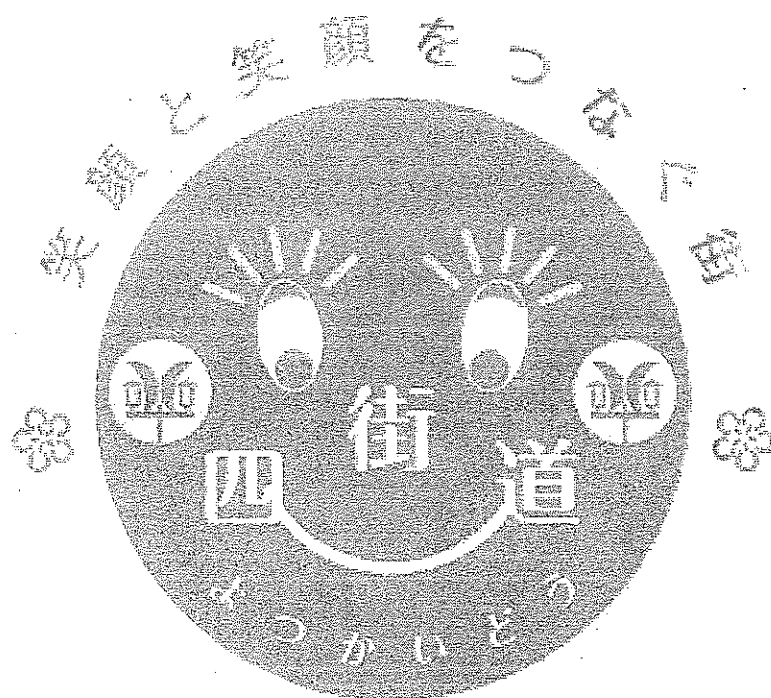
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1回四街道市特別支援連携協議会 (資料)



千葉県 の 笑 く ぽ

四街道市教育委員会

議題1 各関係機関・団体等における現状と課題について

角田委員（学識経験者）	欠席
眞山委員（医療関係）	欠席
坂本委員（保健関係）	欠席
安永委員（福祉関係）	
久保木委員（福祉関係）	
下山委員（保育関係）	欠席
早野委員（保育関係）	
岩井委員（療育関係）	

飯田委員（教育関係）	
安部委員（教育関係）	
浅沼委員（教育関係）	欠席
齊藤委員（教育関係）	
太田委員（労働関係）	
川野委員（関係機関）	
上田委員（関係機関）	欠席
五十嵐委員（市民）	
小島委員（市民）	

議題2 四街道市の特別支援教育の現状と今年度の取組の重点について

1 令和8年度の現状と令和7年度の巡回相談等の状況について

○令和8年度の現状

1 児童生徒数 (R8. 5. 1現在)

小学校 5, 285人 中学校 2, 550人 計 7, 835人

2 特別支援学級の様子

(1) 設置状況 (すべての小中学校に特別支援学級が設置されている) (R8. 5. 1)

	学 校 名	障害種
小 学 校	四 街 道 小 学 校	知3・自情3
	旭 小 学 校	知1・自情1
	南 小 学 校	知1・自情2
	中 央 小 学 校	知3・自情3
	大 日 小 学 校	知2・自情2
	八 木 原 小 学 校	知2・自情3
	四 和 小 学 校	知2・自情1
	山 梨 小 学 校	知1・自情1・弱視1
	み そ ら 小 学 校	知1・自情1
	栗 山 小 学 校	知2・自情2
	和 良 比 小 学 校	知2・自情4
	吉 岡 小 学 校	知1・自情2

	学 校 名	障害種
中 学 校	四 街 道 中 学 校	知2・自情2
	千 代 田 中 学 校	知1・自情3
	旭 中 学 校	知2・自情2
	四街道西 中学校	知2・自情1
	四街道北 中学校	知2・自情4

(2) 特別支援学級在籍者数 (R8. 5. 1現在)

	男 子	女 子	計
小学校	193	66	259
中学校	88	40	128
計	281	106	387

※参考 (令和7年度 R7. 5. 1)

	男 子	女 子	計
小学校	184	68	252
中学校	81	35	116
計	265	103	368

3 通級による指導（R 8. 5. 1）

（1）四街道小・中央小 言語障害通級指導教室

指導を受けている児童数

	自校	他校	計
四街道小	7	9	16
中央小	10	8	18
計	17	17	34

（2）八木原小学校 難聴通級指導教室

	自校	他校	計
八木原小	1	9	10

（3）LD・ADHD等通級指導教室（自校通級のみ）

	自校	他校	計
和良比小	12		12

4 （1）県立特別支援学校に在籍する児童生徒数

	小学部	中学部	高等部	合計	
県立印旛特別支援学校	44	18	本校 29	91	99
			分校 8	8	
県立桜が丘特別支援学校	6	7	1	14	
県立四街道特別支援学校	2	4	5	11	
県立仁戸名特別支援学校	0	0	1	1	
県立千葉盲学校	11	4	3	18	
県立千葉聾学校	0	1	1	2	

（2）居住地校交流児童生徒数

	印旛特別支援学校	千葉盲学校	千葉聾学校	桜が丘特別支援学校
四街道小	3名	1名	なし	なし
旭小	1名			
大日小	1名	2名		
中央小	1名	1名		
八木原小	1名			
和良比小	2名			

5 令和7年度の教育相談等の状況

(1) 四街道市巡回相談員による発達相談

・検査・相談件数 72件

(検査66件) 小学生50件(12校) 中学生11件(4校) 就学前児5件

(相談6件) 小学生5件(3校) 就学前児1件

※参考 R6年度は71件

(検査70件) 小学生59件(11校) 中学生8件(3校) 就学前児3件

(相談1件) 小学生1件(1校)

(2) 専門家チーム委員の活動

ア：小学校特別支援学級・保育園への支援

<派遣先及び派遣日時>

○四街道小学校 令和7年11月1日(金) 14:10~16:25

○まちの保育園成山 令和7年7月17日(水) 10:00~12:00

<内 容>

○四街道小学校

- ・特別支援学級の運営、特別支援教育コーディネーターとしての役割
- ・授業以外の生活指導等についての指導・助言

○まちの保育園成山

- ・対象児に対して卒園までの期間、就学に向けて保育園で行っていくべき支援及び指導
- ・対象児に対する指導の仕方、話し方などの助言
- ・保護者に対する助言や支援の仕方

イ：「専門家チームによる相談」の実施

目 的 児童生徒への支援方法等に不安や疑問を抱える教職員へ専門家チーム委員が助言を行うことで、教職員のスキルアップを図るとともに、支援の充実を図る。

対 象 特別支援学級担任経験1～3年目(7年度末)の職員
保育所(園)・幼稚園・認定こども園年長担当職員

相談方法 二次元コードを用いた紙面相談

(3) 北総教育事務所特別支援アドバイザーによる巡回相談への申請状況

学校名 申請回数 (派遣回数)

四街道小2(5)、大日小3(4)、旭小1(1)、八木原小1(1)、山梨小6(11)、

みそら小1(1)、和良比小2(2)、旭中2(2)、四街道西中1(2)、四街道北中1(2)

2 令和8年度 特別支援教育に係る取組について

(1) 市教育委員会の取組

1 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用

市内小中学校特別支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を確実に作成し、校内連携のツールとして活用できるよう、各学校を支援する。

また、通常の学級在籍児童生徒についても必要に応じて作成することを奨励し、一人一人を大切にした教育が推進されるようにする。

個別の教育支援計画には保護者との合意形成を経て決定した合理的配慮を明記するようにする。

2 特別支援学級（通常の学級）への指導・支援

市内小中学校長からの要請に応じて、四街道市巡回相談員、関係機関等と連絡調整し、特別支援学級及び特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する通常の学級への支援を行う。また、学校からの要請を基に指導課で協議し、特別支援教育支援員を派遣する。

3 通級指導教室への指導・支援

言語・難聴・ＬＡ等の通級指導教室が円滑に運営され、児童生徒個々に応じた適切な支援を行うことができるよう指導・支援を行う。必要に応じて、通級指導教室担当者連絡会議を実施する。

4 特別支援連携協議会の設置

市の特別支援体制整備を目的に医療・保健・福祉・保育・療育・教育・労働・関係機関・市民の代表と教育委員会の関係者等が参加して、年２回（７月７日、１月２７日）の会議を実施する。

- ・発達障害のある幼児児童生徒を含め、障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備に向け、現状を把握し、情報交換や意見交換を行う。
- ・保育所（園）、幼稚園、小・中学校及び高等学校における特別支援教育体制の在り方について検討する。
- ・関係機関の連携の在り方について検討する。
- ・四街道市の実情に応じた個別の教育支援計画の様式、活用方法等について検討する。

5 特別支援教育連絡会議の開催

特別支援教育に関する市内のネットワークを作るとともに、各校の特別支援教育コーディネーターの力量の向上を図ることを目的として年２回（６月１０日、１月１３日）実施する。

- ・参加者は、小中学校の特別支援教育コーディネーターを中心に、通級指導教室担当者、保育所（園）・幼稚園・の職員、市内高等学校・特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、児童デイサービスセンター「くれよん」担当者、健康増進課「ことばの相談室」担当者、放課後等デイサービス担当者、相談支援事業所等。
- ・情報交換等を行うとともに、参加者のニーズに応じた研修を行う。

6 特別支援学校との連携

市内小中学校が必要に応じて、地域のセンター校である特別支援学校（四街道・千葉盲・印旛・桜が丘・千葉聾）の特別支援教育コーディネーターの支援を受けることができるよう体制を整備する。

7 発達相談の実施（11ページ～）

特別な支援を必要とする児童生徒の抱える課題や悩み等を軽減するため、在籍する学校やその保護者に対して、巡回相談員による相談や助言を行う。

8 専門家チームによる支援（15ページ～）

学識経験者・学校関係者・療育関係者・教育関係者からなる、四街道市特別支援教育専門家チームを組織する。年2回（5月15日、2月24日）の会議と、要請に応じて、市内の保育所（園）・幼稚園、小中学校への巡回相談、各学校の状況を把握するための学校訪問を実施していく。

また、研修会等の指導助言も行う。

9 一般教職員を対象にした研修会の実施

小中学校の教職員に加え、保育所（園）・幼稚園、高等学校、特別支援学校、関係機関の職員を対象に合理的配慮に関する研修会を実施する。

- ・対象は、特別支援教育に関する研修を受ける機会の少なかった教職員（通常の学級担任等）。
- ・8月17日（月）14：00～16：30 南部総合福祉センター

10 医療的ケア児への支援

日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒の学校生活に対応するため、看護師を配置する。

(2) 今年度の重点事項

①特別支援連携協議会について

- ・各機関の情報交換や意見交換により、委員それぞれが四街道市の特別支援教育の現状を把握するとともに、特別支援教育に関する認識をより深め、四街道市における支援体制の方向性を探る。

②特別支援教育連絡会議について

- ・運営委員を中心に、参加者の意見を聴取し、参加者のニーズに合った研修や情報交換を行う。

③教職員の専門性の向上について

- ・市主催の特別支援教育研修会に、小中学校教職員のみでなく、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、高等学校、特別支援学校、関係機関にも参加を呼びかけ、一緒に研修する機会を設けていく。
- ・特別支援教育連絡会議において、参加者のニーズに応じた研修内容を組むことでコーディネーターのスキルアップを図る。

④個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用について

- ・市内小中学校において、個別の教育支援計画と個別の指導計画を校内の支援を充実させるための共通理解のツールとして活用できるようにする。

⑤相談支援ファイル「にじいろサポート」の活用について

- ・関係課（子育て支援課・障がい者支援課・健康増進課・指導課）で連携しながら一人一人のニーズに合った切れ目ない支援を行うために活用促進を図る。

1 目的

特別な教育的支援（学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症等の発達障害を含む）の必要な子どもたちの抱える課題や悩み、不安等を軽減するため、在籍する学校やその保護者に対して、専門家による相談や助言を行い、よりよい学習活動や集団生活及び教育活動に向けて支援する。

2 実施内容

来所相談、巡回相談

3 相談内容

- (1) 発達（言葉も含む）の偏り、学習の困難について
- (2) 情緒・行動・コミュニケーションの問題について
- (3) 養育の問題について
- (4) 発達検査の実施、結果通知
- (5) 学校における指導・支援の方法について
- (6) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成について
- (7) 就学相談

4 対象

- (1) 市内の小中学校に在籍している児童生徒及びその保護者
- (2) 市内の小中学校に勤務している教職員
- (3) 市内在住で次年度に就学予定の幼児の保護者及び担当教職員

5 場所

四街道市役所第二庁舎相談室（2階）（～令和8年7月17日）

四街道市役所本館2号棟教育委員会相談室（3階）（令和8年7月21日～）

6 開設日

原則として週1日（令和8年度 年間60日）

7 開設時間

9：00～16：30 ※来所相談の場合、相談時間は1時間を基本とする。

8 令和8年度 巡回相談員

・新田 小喜美 巡回相談員 ・相川 智子 巡回相談員

9 申し込み方法

(1) 来所相談

- ・教育委員会指導課に、HPの二次元コードで予約の申し込みをする。
- ・特別支援教育コーディネーター等を通じて行っても、保護者個人が行ってもよい。

(2) 巡回相談

- ・事前に教育委員会指導課に日時を電話予約し、その後、巡回相談員派遣要請書（様式1）、発達相談票（様式2）を
共有フォルダ→提出→R8年度→指導課→指導係→特別支援→巡回相談へ提出する。
- ・対象児童生徒の保護者に必ず了承を得た上で申し込む。

(様式1)

文 書 番 号
年 月 日

四街道市教育委員会教育長 様

巡回相談員派遣要請書

四街道市立 _____ 学校
校長 _____

このことについて、下記の事由により巡回相談員の派遣について要請いたします。

記

1 派遣希望日 年 月 日 ()

2 要 請 理 由 ※指導・支援を必要とする事由等を記入

(例)

- ・対象児童生徒の実態把握と指導内容・方法に関する助言等
- ・校内支援体制づくりへの助言等
- ・個別の指導計画の作成への協力等
- ・発達検査の実施と保護者への理解啓発についての助言等

(様式2)

票 談 相 達 發

年 月 日

学校名	学校		
学年	年	担任 (	)
学級の種別	通常の学級 知的障害特別支援学級 自閉症・情緒障害特別支援学級 弱視学級		
ふりがな 氏 名			
生年月日	年	月	日
相談内容	・ 児童・生徒の特徴 ・ これまでの指導・支援 ・ 保護者との関わり 		

令和8年度四街道市専門家チームの活動について

令和8年5月1日

1 専門家チームの構成

氏 名	所 属 ・ 職 名
伊藤 大介	千葉県教育庁北総教育事務所指導室 指導主事
原田 友里	千葉県立四街道特別支援学校 特別支援教育コーディネーター
廣瀬 成子	千葉県立千葉盲学校 特別支援教育コーディネーター
勝田 真至	千葉県立印旛特別支援学校 特別支援教育コーディネーター
伊藤 知歩	四街道市立中央小学校 教諭
新田 小喜美	四街道市巡回相談員
加藤 志織	児童デイサービスくれよん 児童発達支援管理責任者

2 今年度の活動の重点

- ・校内支援体制の充実を目指し、各学校の支援にあたる。
- ・連絡会議等の活動の支援にあたる。

3 活動について

(1) 専門家チーム会議

年2回（5月・2月）実施。会議では、次のことを検討する。

- ・巡回相談で関わった難しいケース等について検討し、必要に応じて望ましい教育的対応や指導について検討する。
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用の在り方について検討する。
- ・各学校の校内支援体制の充実に向けて、ケース会議のもち方、校内委員会の在り方等検討する。
- ・連絡会議の活動の支援について検討する。 等

5月・・・今年度の活動について

巡回相談や特別支援教育連絡会議の研修内容について

2月・・・次年度の活動について

巡回相談で関わった難しいケースについて検討し、必要に応じて望ましい教育的対応や指導について検討

(2) 巡回相談

- ①市内小中学校在籍児童生徒及び就学前児を対象とする。
- ②依頼のあった学校・園に対して、専門家チーム委員が訪問し、対象児童生徒への支援及び校内支援体制について、指導、助言をする。

(3) 二次元コード相談の実施

- ・児童生徒への支援方法等に不安や疑問を抱える教職員への助言をする。
- ・二次元コードを活用し質問を収集し、専門家チーム委員が回答をする。

(4) 連絡会議への支援

連絡会議→分科会研修に専門家チームが関わる。

(4) 令和8年度の予定

①専門家チーム会議

- 第1回 令和8年 5月15日(金) 15:00～ 育成センター
- 第2回 令和9年 2月24日(水) 15:00～ 四街道市役所202

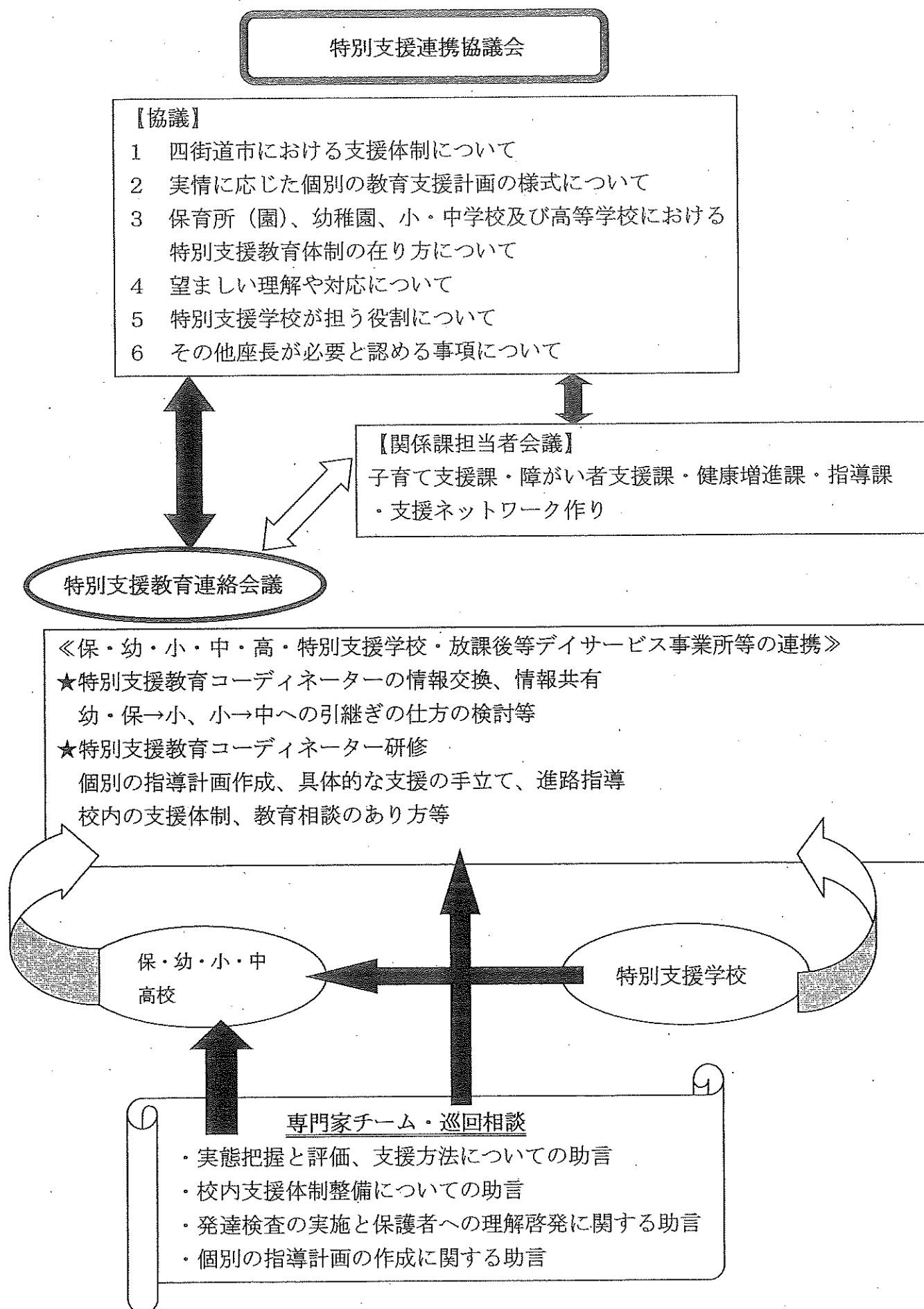
②特別支援教育連絡会議

- 第1回 令和8年 6月10日(水) 14:00～ 旭公民館
- 第2回 令和9年 1月13日(水) 14:00～ 南部総合福祉センター

③特別支援連携協議会

- 第1回 令和8年 7月 7日(火) 14:00～ 育成センター
- 第2回 令和9年 1月27日(水) 14:00～ 四街道市役所101

3 令和8年度 四街道市特別支援体制



令和8年7月1日

市内小・中学校特別支援学級在籍児童生徒保護者 様

印旛特別支援教育研究連盟 会長 聡
四街道市教育委員会 教育長 小川 治秀
特別支援学級・通級指導教室設置校長会五部会代表理事校長 伊藤 友江
五部会特別支援教育研究部 部長 伊東 秀悟

令和8年度 青い麦の子振興ふれあい運動会についてのお知らせ

保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
標記運動会について、特別支援教育の理解・啓発の促進と市内小・中学校特別支援学級在籍児童生徒の交流を目的として、下記のとおり開催いたします。
つきましては、お子様の参加等についてご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。また、参加承諾票については、学級担任を通して在籍校長宛にご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 主 催 印旛特別支援教育研究連盟
印旛地区特別支援学級・通級指導教室設置校長会
四街道市教育委員会
四街道市教育研究会特別支援教育研究部
2 日 時 令和8年11月13日（金） 9：00～14：00
3 会 場 四街道総合公園体育館（メインアリーナ・サブアリーナ）
四街道市和田161番地 TEL043-433-1111

4 内 容 (1) 市内小・中学校特別支援学級在籍児童生徒の交流
◇内 容 <午前>ふれあい運動会 <午後>頒布会
四街道総合公園体育館に集まり、「ふれあい運動会」と「頒布会」を行い、他校の児童生徒との交流を図ります。
・「ふれあい運動会」では、市内小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒が学校別に赤白に分かれて、以下の種目を行います。
<全児童生徒> 応援合戦・ダンス
<各 学 年> 小1～3年生競技・小4～6年生競技・中学生競技
・「頒布会」は、特別支援教育においては勤労体験の一環として行います。児童生徒が製作した作品を、自らが販売します。得た利益については、主に作品の材料費等に充てられます。

(2) 特別支援教育についての理解・啓発の促進

◇方 法 各学校特別支援学級紹介記事の市ホームページへの掲載
特別支援学級の活動の様子や児童生徒の作品等を紹介する記事を市ホームページに掲載すること、地域の方々への理解・啓発を進める一助とします。個人が特定されるような児童生徒の厚名及び氏名は載せないようにします。また、記事について、本文書に添付していますので、事前に保護者の方の確認をお願いいたします。

◇公開期間 令和8年11月2日（月）～令和9年11月1日（金）（令和9年度紹介記事更新まで）

5 そ の 他 ○参加承諾票は7月10日（金）までに、特別支援学級担任へご提出ください。
○運動会前日（11月12日）までに「健康調査票」を配付しますので、当日の朝の健康状態をよく観察していただき、必要事項をご記入の上、お子様に持たせてください。
○詳細な日程やプログラムについては、各校から9月中旬以降、文書を配付します。
○市内の在籍児童生徒全員に参加賞を配付します。
○当日の昼食は、お弁当を用意していただくことになります。ご協力をお願いします。
○当日、保護者の方も会場にて参観していただけます。会終了後、お子様は来場された保護者と一緒に帰宅することもできます。各学級の担任と確認してください。
○市民の方もふれあい運動会を参観します。
○ご不明な点がございましたら、特別支援学級担任にお問い合わせください。

四街道市立 学校長 宛 キ リ ト リ 令和8年 月 日
あてはまるものに○をつけてください。
令和8年度 青い麦の子振興ふれあい運動会 参加承諾票

1	ふれあい運動会について () 参加する () 参加しない 参加しない理由 ()
2	市ホームページに掲載する学級紹介記事について () 内容を確認した 掲載してもよい () 修正してほしい ※修正内容については、添付の原稿に記入してください。
3	保護者の参観について () 当日、参観する () 参観しない

児童生徒氏名

保護者氏名

締め切り7月10日（金）

